

島原地域広域市町村圏組合危険物の規制に関する規則

昭和48年12月27日規則第7号

改正	平成6年7月5日規則第4号	平成12年3月9日規則第1号
	平成12年3月31日規則第7号	平成23年8月12日規則第8号
	平成24年9月13日規則第9号	平成28年3月29日規則第11号
	令和元年8月29日規則第4号	令和4年2月21日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）に定めるものを除くほか、島原地域広域市町村圏組合における危険物の規制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請等）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、省令別記様式第1の2の申請書に仮貯蔵（仮取扱い）をしようとする場所に関する図面を添えて、島原地域広域市町村圏組合消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請を受理し承認したときは、別記第2号様式による承認証を交付する。承認しないときは、別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする場所の見やすい箇所に、別記第3号様式による危険物仮貯蔵（取扱）所である旨を表示した標識及び別記第3号様式の2により貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び数量等を表示した掲示板を掲げなければならない。

4 前項の掲示板のほか、仮に貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示すること。

ア 第1類の危険物のうち、アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品（政令第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。）にあつては「禁水」

イ 第2類の危険物（引火性固体を除く。）にあつては「火気注意」

ウ 第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品（政令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。）、第4類の危険物又は第5類の危険物にあつては「火気厳禁」

5 前項の掲示板の色は「禁水」を表示するものにあつては地を青色、文字を白色とし、「火気注意」又は「火気厳禁」を表示するものにあつては地を赤色、文字を白色とすること。

（製造所等の設置又は変更許可等）

第3条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は法第11条第1項の

規定により、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をしたときは、別記[第4号様式](#)による許可証（変更の場合は、別記[第4号様式の2](#)）を申請者に交付する。

- 2 管理者は、法第11条第1項の規定による許可の申請が、法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合しないと認めるときは、別記[第5号様式](#)により申請者に通知するものとする。

（完成検査等の結果の通知）

第3条の2 管理者は、法第11条第5項又は第11条の2第1項の規定による検査を行つた結果が、技術上の基準に適合しないと認めるとき、又は許可内容と異なると認めるときは、別記[第6号様式](#)（水張検査又は水圧検査に係るものについては、別記[第6号様式の2](#)）により申請者に通知するものとする。

（仮使用の申請及び承認等）

第4条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、省令第5条の2に規定する申請書に、仮に使用する部分の図面と別記[第7号様式](#)による念書を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を受理し承認したときは、別記[第8号様式](#)による承認証を交付する。承認しないときは、別記[第8号様式の2](#)により申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による承認を受けた者は、完成検査済証の交付を受ける日までの間、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に、別記[第9号様式](#)による仮使用承認済の掲示板を掲げなければならない。

（基準の特例適用の申請等）

第4条の2 政令第23条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例（製造所等について政令第3章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準を適用しないことをいう。）の承認を受けようとする者は、別記[第9号様式の2](#)による申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を受理し承認したときは、別記[第9号様式の3](#)による承認証を交付する。承認しないときは、別記[第9号様式の4](#)により申請者に通知するものとする。

（申請等の取下げ及び取りやめの届出）

第4条の3 法第11条第1項の規定による許可、同条第5項ただし書の規定による仮使用の承認若しくは法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査の申請を行なつた者が当該申請を取り下げるとき、又は法第11条第1項の規定による許可若しくは同条第5項ただし書の規定による仮使用の承認を受けた者が当該許可若しくは承認を受けた事項を取りやめるときは、別記[第9号様式の5](#)による届出書を管理者に提出しなければならない。

- 2 許可を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出する者は第3条第1項

の許可証(許可を受けた者が政令第8条の2第7項のタンク検査済証の交付を受けている場合は、第3条第1項の許可証及び当該タンク検査済証)を、承認を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出する者は第4条第2項の承認証をそれぞれ当該届出書に添付しなければならない。

(休止等の届出)

第5条 製造所等の関係者は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 製造所等の一部、若しくは全部の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は現に休止している製造所等の使用を再開するときの届け出は、別記[第10号様式](#)によつて行わなければならない。
- (2) 製造所等を設置した者の氏名若しくは住所又は製造所等の名称若しくは地名地番の変更の届け出は、別記[第11号様式](#)によつて行わなければならない。
- (3) 製造所等の管理の委任の届け出は、別記[第12号様式](#)によつて行わなければならない。
- (4) 製造所等の管理受任者の氏名、住所又は製造所等の名称の変更の届け出は、別記[第12号様式の2](#)によつて行わなければならない。
- (5) 製造所等において軽微な変更工事をしようとするときの届け出は、別記[第12号様式の3](#)によつて行わなければならない。
- (6) 製造所等において火災、爆発等の災害が発生したときの届け出は、別記[第13号様式](#)によつて行わなければならない。

(予防規程の認可等)

第6条 管理者は、法第14条の2第1項の規定に基づき、省令第62条第1項に規定する申請書を受理し認可したときは、別記[第14号様式](#)による予防規程認可証を申請者に交付する。認可しないときは、別記[第14号様式の2](#)により申請者に通知するものとする。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の申請及び承認等)

第6条の2 省令第62条の5の2第3項の規定により、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、省令別記様式第42による申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を受理し承認したときは、別記[第14号様式の3](#)による承認証を交付する。承認しないときは、別記[第14号様式の4](#)により申請者に通知するものとする。
- 3 省令第62条の5の2第3項の市町村長等が定める期間は、点検を行うこととされる日の翌日から危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までの間とする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請及び承認等)

第6条の3 省令第62条の5の3第3項の規定により、休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間の延長の承認を受けようとする者は、省令別記様式第43による申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を受理し承認したときは、別記第14号様式の5による承認証を交付する。承認しないときは、別記第14号様式の6により申請者に通知するものとする。
- 3 省令第62条の5の3第3項の市町村長等が定める期間は、点検を行うこととされる日の翌日から危険物の取扱いを再開する日の前日までの間とする。

(危険物の収去)

第7条 法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、別記第15号様式による危険物収去証に必要な事項を記入して関係者に、交付するものとする。

(設置許可証等の再交付申請)

第8条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により設置者の地位を承継した者を含む。）が、当該製造所等に係る設置許可証、変更許可証、タンク検査済証（以下「設置許可証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、別記第16号様式の再交付申請書により、管理者にその再交付を申請することができる。

- 2 管理者は、前項の申請を受理し、設置許可証等を再交付するときは、別記第16号様式の2により申請者に再交付するものとする。
- 3 許可証等を汚損し、又は破損したことにより第1項の申請をする場合は、申請書に当該許可証等を添えて提出しなければならない。
- 4 許可証等を亡失してその再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見した場合は、これをすみやかに管理者に返納しなければならない。

(製造所等の用途廃止の届出)

第9条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届け出は、省令第8条第1項に規定する届出書に、許可証等を添えて、管理者に提出しなければならない。

(危険物保安監督者の選任届出の添付書類等)

第10条 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任の届出には、省令別記様式第20の2に規定する実務経験証明書及び省令第51条第1項に規定する危険物取扱者免状の写しを添付し、管理者に提出しなければならない。

(審査の委託)

第11条 管理者は、法第11条第2項の規定に基づき製造所等（政令第8条の2の3第1項に規定する特定屋外タンク貯蔵所に限る。）の設置又は変更の許可に係る審査、完成検査前検査（水張検査及び水圧検査を除く）又は法第14条の3第1項及び第2項に基づく保安に関する検査については、法第11条の3又は法第14条の3第3項の規定により、必要に応じ危険物保安技術協会に審査を委託するものとする。

(申請書又は届出書の提出部数)

第12条 第2条、第4条の2から第4条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第9条

から第11条までに規定する申請書又は届出書の提出部数は、それぞれ2部とする。

(補則)

第13条 その他この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月5日規則第4号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月9日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月12日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月29日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認証

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）については、消防法第10条第1項の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 印

記

仮貯蔵（仮取扱い）場所 _____

仮貯蔵（仮取扱い）の危険物の
の類別・品名・最大数量 第 類 _____

仮貯蔵（仮取扱い）の期間 自 年 月 日 の 日間
至 年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付で申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）については下記の理由により承認しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 印

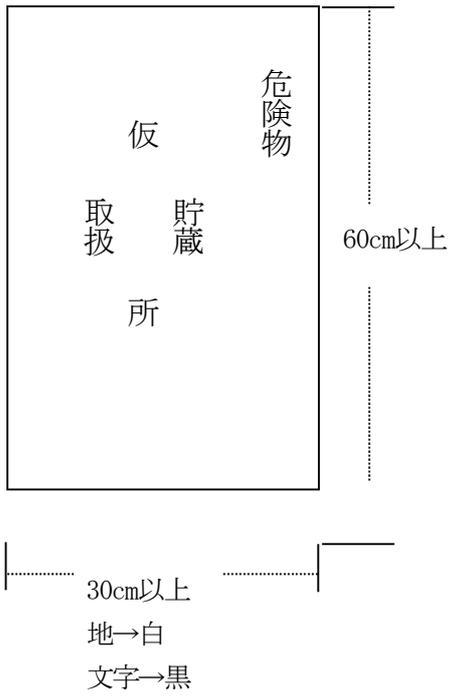
記

- 1 申請場所
- 2 不承認理由

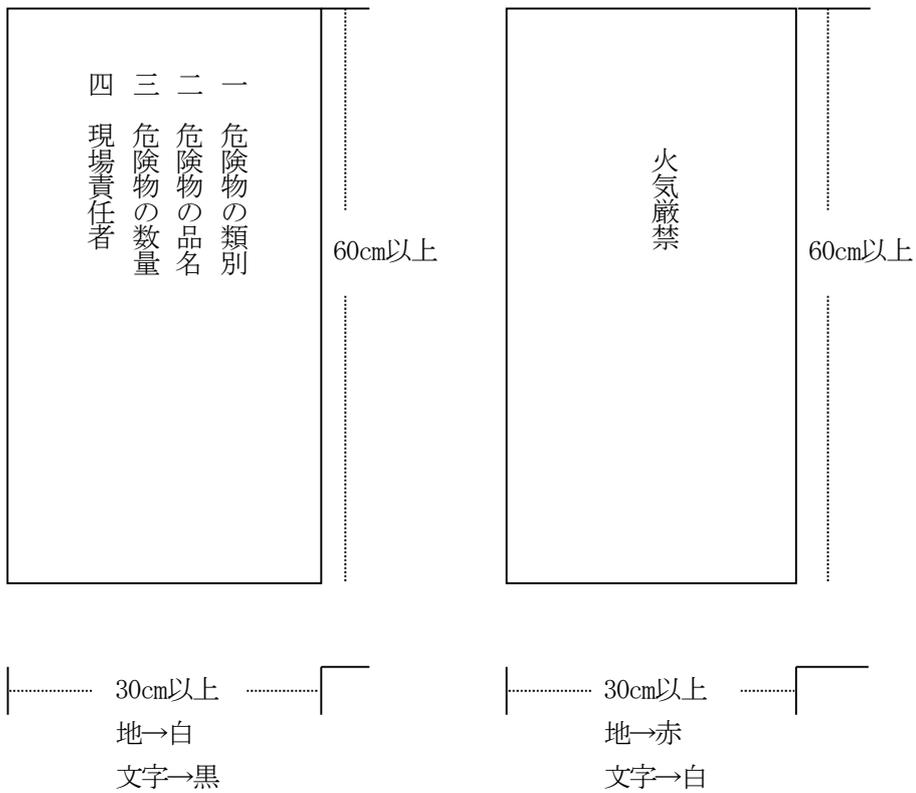
教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式



第3号様式の2



第4号様式

島原地域広域市町村圏組合			
指令 消第 号			
危険物製造所等設置許可証			
申請者 住所 氏名			
年 月 日		日	
年 月 日		日	
年 月 日		日	
島原地域広域市町村圏組合 管理者 印			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 (常 置) 場 所			
危 険 物 の 類 、 品 名 最大数量		指 定 数 量 の 倍 数	
備 考			

第4号様式の2

島原地域広域市町村圏組合			
指令 消第 号			
危険物製造所等変更許可証			
申請者 住所 氏名			
年 月 日		日	
年 月 日		日	
年 月 日		日	
島原地域広域市町村圏組合 管理者 印			
設置者	住 所		
	氏 名		
設置（常置）場所			
危険物の類、品名 最大数量		指定数量 の 倍 数	
備 考			

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物 の 許可については、
下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合しないので許可しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

- 1 設置（常置）場所
- 2 理由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付で申請のあった危険物 の完成検査を行った結果、下記の理由により完成検査済証を交付しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

- 1 設置（常置）場所
- 2 理由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付けで申請のあったタンク部分の 検査を行った結果、下記の理由によりタンク検査済証を交付しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

- 1 検査場所
- 2 理由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式

			年	月	日
島原地域広域市町村圏組合					
管理者	様				
		申請者	住所	(電話)
			氏名		
		工事責任者	住所	(電話)
			氏名		
仮使用時の火災予防上の措置について (念書)					
工事中は下記の火災予防上の処置事項を遵守し、施行いたします。また仮使用の承認を与えられた部分以外の部分を使用した場合は、仮使用の承認を取り消され、消防法第12条の2の規定により、使用停止を命ぜられても異存ありません。					
記					
1 変更に係る工事部分はロープ等で明確に区画し、承認を受けた部分以外は使用しません。					
2 工事に用いる電気器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに電線と電気器具とを完全に接続し、かつ火花を発する機械器具、工具、履物等は使用しません。					
3 工事現場作業員には、所定の場所以外では喫煙させません。					
4 火災発生に備え、消火器、水バケツ、ぬれ雑巾等を用意します。					
5 必要に応じ遮光又は換気を十分に行います。					
6 その他、火災につながるような一切の行為は行いません。					
7 工事期間中は、危険物保安監督者等と工事責任者がよく打ち合わせを行い万全を期します。					
8 緊急事態（火災事故等）発生の際は消防署に直ちに連絡（通報）します。					
9 仮使用期間中は、見やすい箇所に、仮使用承認済の掲示板（第9号様式）を掲げます。					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地を記入すること。

第8号様式

消第 号	
危険物製造所等仮使用承認証 申請者 住所 氏名 年 月 日付で申請のあった危険物 仮使用のことは、消防法第11条 第5項の規定により承認する。 年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合 管理者 印	
設置者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	
変更の許可年月日 及び番号	年 月 日 島原地域広域市町村圏組合指令 消第 号
仮使用の承認を受けよう とする部分	
その他必要事項	

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物 の仮使用については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

- 1 申請場所
- 2 理由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第9号様式

35cm 以上	消防法による仮使用承認済	
	製造所等の区分	
	承認年月日、番号	年 月 日 第 号
	承認行政庁名	島原地域広域市町村圏組合 消防本部
	35cm以上	

地→ (白)
文字→ (黒)

第9号様式の2

危険物製造所等特例適用承認申請書

		年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合 管理者		様	
		申請者 住所 (電話) 氏 名	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号	
申 請 の 内 容			
申 請 の 理 由			
特例適用を受けるための 措 置 等			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称・代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 付近見取図、配置図、平面図及び部分詳細図等を添付し、特例適用部分を明示すること。
- 4 代替設備による特例適用承認申請のときは、その仕様書及び計画書を併せて添付すること。
- 5 ※印の欄は記入しないこと。

消 第 号

危険物製造所等特例適用承認証

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 に
係る基準の特例の適用については、これを承認する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
設置の許可年月日 及び許可番号		
申 請 の 内 容		
その他必要な事項		

消 第 号

申請者 住 所
氏 名

通 知 書

年 月 日付で申請のあった危険物 に
係る基準の特例の適用については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

記

1 設置場所

2 理 由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第9号様式の5

危険物製造所等許可申請等取下げ・取りやめ届出書

年 月 日		
島原地域広域市町村圏組合		
管理者 様		
届出者 住所 (電話)		
氏 名		
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
取り下げ・取りやめる許可申請等の別		
受付年月日・番号		年 月 日 第 号
設置(変更)許可年月日・番号		年 月 日 第 号
仮使用承認年月日・番号		年 月 日 第 号
完成検査前検査年月日・番号		年 月 日 第 号
取下げ・取りやめの理由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称・代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 取りやめの届出の場合は、許可証等を添付すること。
 4 ※印の欄は記入しないこと。

第11号様式

設置者氏名
 危険物 名称 変更届出書
 地名 番地

年 月 日			
島原地域広域市町村圏組合			
管理者 様			
届出者		住所	(電話)
		氏名	
変更後	設置者	住所	電話
		氏名	
	名称		
	設置場所		
変更前	設置者	住所	電話
		氏名	
	名称		
	設置場所		
製造所等	許可年月日	検査年月日	
	許可番号	検査番号	
	製造所等の別	区分	
変更のあった理由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第12号様式

管理者委任届出書

		年 月 日
島原地域広域市町村圏組合		
管理者 様		
		住所 (電話)
		届出者 氏名
設置者	住所	電話
	氏名	
施設の名称 及び所在地		
製造所等の区分		
受任者	住所	
	氏名	
その他参考事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称・代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 委任を受けた者の承諾書を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第12号様式の2

管理者変更届出書

				年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合					
管理者 様					
				住所 (電話)	
				届出者 氏名	
設置者	住所		電話		
	氏名				
設置場所					
変更後	管理	住所	電話		
	受任者	氏名			
	名称				
変更前	管理	住所	電話		
	受任者	氏名			
	名称				
製造所等	許可年月日		検査年月日		
	許可番号		検査番号		
	製造所等の別		区分		
その他参考事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称・代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第 12 号様式の 3

資 料 提 出 書 [軽微な変更・規制以外の変更]

年 月 日			
島原地域広域市町村圏組合 管理者 様			
		住所 届出者氏名	(電話)
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所 の 区 分	
危 険 物 の 類、品名、 最 大 数 量		指 定 数 量	倍
設 置 許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日	第 号
変 更 の 概 要			
完 成 予 定 期 日		工事期間	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称・代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

第13号様式

危険物製造所等の災害発生届出書

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話)
設置者	住 所	電 話
	氏 名	
施設 の 名 称 及 び 所 在 地		
製造所等の区分		
災害の概況		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

予防規程認可書

申請者 住所 _____
氏名 _____

年 月 日付けで申請のあった下記製造所等の予防規程については、消防
法第14条の2第1項の規定により認可する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

- 1 区分
- 2 設置者
住所
氏名
- 3 設置場所
- 4 設置許可年月日及び番号

申請者 住所 _____
氏名 _____

通知書

年 月 日付で申請のあった危険物 の予防規程については、
下記の理由により認可しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印

記

理由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

消 第 号

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認証

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった休止中の 地下貯蔵タンク の
二重殻タンク

漏れの点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 第 3 項の規定により、これを承認する。

なお、当該延長の期間は、危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日までとする。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
設 置 の 完 成 検 査 年 月 日 及 び 完 成 検 査 番 号			
そ の 他 参 考 事 項			

消 第 号

申請者 住 所
氏 名

通 知 書

年 月 日付で申請のあった休止中の 地下貯蔵タンク の
二重殻タンク
漏れの点検期間の延長については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

記

- 1 設置場所
- 2 理 由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

消 第 号

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認証

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長については、危険物の規制に関する規則第62条の5の3第3項の規定により、これを承認する。

なお、当該延長の期間は、危険物の取扱いを再開する日の前日までとする。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
設 置 の 完 成 検 査 年 月 日 及 び 完 成 検 査 番 号			
そ の 他 参 考 事 項			

消 第 号

申請者 住 所
氏 名

通 知 書

年 月 日付で申請のあった休止中の地下埋設配管の
漏れの点検期間の延長については、下記の理由により承認しない。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

管理者 印

記

- 1 設置場所
- 2 理 由

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第15号様式

第 号 (副)		第 号 (正)	
危険物収去証		危険物収去証	
1 被収去者住所	契 印	1 被収去者住所	消防法第16条の5第1項の規定により試験のため上記のとおり収去する。
2 被収去者氏名		2 被収去者氏名	
3 製造所等の区分		3 製造所等の区分	
4 収去危険物の品名		4 収去危険物の品名	
5 数量		5 数量	
年 月 日		年 月 日	
収去者 職名		収去者 職名	
氏名	印	氏名	印

第16号様式

再交付申請書

島原地域広域市町村圏組合 管理者		様	年 月 日
申請者		住所 氏名	(電話)
設置者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製造所等の区分			
設置又は変更許可の 年月日及び番号		年 月 日	第 号
設置又は変更の完成 検査年月日及び番号		年 月 日	第 号
タンク検査年月 日 及 び 番 号		年 月 日	第 号
上記の にかかる を別添理由書のとおり したので、再交付 願いたく申請します。			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 製造所等の許可書類に添付してある関係書類及び図面を添付すること。
 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 4 ※印欄は記入しないこと。

申請者 住所 _____
氏名 _____

再交付書

年 月 日付けで申請のあった危険物の _____ を再交付する。
年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
管理者 印